

認定書

国住指第 332 号
令和 3 年 6 月 23 日

ケイミュー株式会社
代表取締役 社長 木村 均 様
吉野石膏株式会社
代表取締役 須藤 永作 様

国土交通大臣 赤羽 一嘉



下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 25 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 2 条第八号並びに同法施行令第 108 条第一号及び第二号（外壁（耐力壁）：各 30 分間）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
PC030BE-3592-2
2. 認定をした構造方法等の名称
人造鉱物繊維断熱材充てん／イソシアヌレートフォーム裏張鋼板・ポリスチレンフォーム板・構造用面材 [木質系ボード、セメント板、火山性ガラス質複層板又はせっこうボード] 表張／せっこうボード裏張／木製軸組造外壁
3. 認定をした構造方法等の内容
別添の通り

（注意）この認定書は、大切に保存しておいてください。

5. 施工方法等

〈施工図〉

4. 構造説明図と同じ

〈施工手順〉

(1) 下地

荷重支持部材、間柱は反り、曲り等ないものを使用し、荷重支持部材、間柱間隔を500mm以下で施工する。構造用面材を荷重支持部材、間柱、受け材に500mm以下の間隔でくぎまたはねじで不陸のないように施工する。

(2) 充てん断熱材の取付け

荷重支持部材及び間柱の間に充てん断熱材を入れ、ステーブルを用いて取付ける。

(3) 外張断熱材の取付け

構造用面材の上に断熱材を取付け、必要に応じてくぎ、ステーブル、ブチル系粘着テープ又はアクリル系粘着テープを用いる。

(4) 水切、スターター(端面カバー)の取付け(評価対象外)

- ・外装材が横張の場合
土台に水切、スターターを水準器を用いて水平に取付ける。
- ・外装材が縦張の場合
土台に水切、端面カバーを水準器を用いて水平に取付ける。

(5) 防水紙の取付け

防水紙を取付ける場合は、ステーブル、ブチル系粘着テープ又はアクリル系粘着テープを用いて留付ける。

(6) 胴縁/補助胴縁の取付け

- ・外装材が横張の場合
胴縁/補助胴縁は荷重支持部材又は間柱に対して縦方向に配置し、500mm以下の間隔で不陸のないように平滑に荷重支持部材、間柱にくぎまたはねじで留付ける。
外装材縦目地部には40mm幅以上の胴縁2列または、80mm幅以上の胴縁を配置する。
- ・外装材が縦張の場合
荷重支持部材又は間柱に対して、横方向に配置し、500mm以下の間隔で不陸のないように平滑に荷重支持部材、間柱にくぎまたはねじで留付ける。

(7) 役物(目地セット用目地受け材、H型ジョイナー)の取付け

- ・役物(目地セット)を使用する場合
縦目地部に目地受け材を千鳥に1000mm以下の間隔でくぎまたはねじで留付ける。
- ・役物(H型ジョイナー)の取付け
縦目地部にH型ジョイナーを千鳥に1000mm以下の間隔でくぎまたはねじで留付ける。

(8) 外装材の取付け

- ・外装材が横張の場合
外装材の下端の凹部をスターターの凸部にはめ込み、外装材の上端に水平方向は500mm以下、垂直方向は外装材の働き幅間隔以下の間隔でくぎまたはねじで留付ける。
2段目以降は外装材の下端の凹部を下段の外装材の上端の凸部に差込み、施工していく。
- ・外装材が縦張の場合
外装材の側面に水平方向は外装材の働き幅間隔以下、垂直500mm以下の間隔でくぎまたはねじで留付ける。
2枚目以降は外装材の凹部を外装材の凸部に差込み、施工していく。

(9) 役物(目地セット用目地カバー)の留付け

- ・役物(目地セット)を使用する場合
目地カバーを目地受け材にはめ込む。

(10) 防湿紙の取付け

防湿紙を取付ける場合は、ステーブル、ブチル系粘着テープ又はアクリル系粘着テープを用いて留付ける。

(11) 内装材の取付け

内装材はくぎ又はねじを用いて荷重支持部材、間柱に留付ける。
横目地部にはせっこうボード系パテを塗布し、必要に応じて縦目地、その他の部分にも塗布する。
また、必要な場合はジョイントテープを用いる。